特別免許状の授与に係る教育職員検定基準

京都府教育委員会

教育職員検定(以下「検定」という。)の対象は、担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有し、かつ、社会的信望があり、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を有すると認められる者であって、教育職員として任命又は雇用しようとする者からの推薦に基づくものとし、教育職員免許に関する規則(昭和49年京都府教育委員会規則第2号)第10条の4において規定する「特別免許状の検定授与に係る意見聴取要綱」(以下「要綱」という。)に基づき、必要な事項を聴取することとする。当該意見聴取に先立ち、必要な基準及び事項を以下のとおり定める。

- 1 教科に関する専門的な知識経験又は技能 次の(1)~(3)のいずれかに該当すること。
 - (1) 学校教育法第1条に規定する学校又は次に掲げる教育施設における教科に関する授業に携わった経験が、最低1学期間以上あること。
 - イ 平成3年文部省告示第91号又は第120号により指定又は認定された在外教育施設
 - ロ 日本国内にある教育施設であって、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に対 応する外国の課程と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度にお いて位置づけられたもの
 - ハ 日本国内にある教育施設であって、その教育活動等について、次に掲げる団体の認定を受けたもの
 - (4) アメリカ合衆国カリフォルニア州に主たる事務所が所在する団体であるウェスタン・アンシエーション・オブ・スクールズ・アンド・カレッジズ (略称WASC)
 - (p) アメリカ合衆国コロラド州に主たる事務所が所在する団体であるアソシエーション・オブ・クリスチャン・スクールズ・インターナショナル (略称ACSI)
 - (ハ) グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国ハンプシャー市に主たる 事務所が所在する団体であるカウンセル・オブ・インターナショナル・スクー ルズ(略称CIS)
 - (ニ) スイス連邦ジュネーブ市に主たる事務所が所在する団体であるスイス民法典 に基づく財団法人である国際バカロレア事務局(略称 I B O)
 - (2) 教科に関する専門分野に関する勤務経験等(営利企業やその他の法人(社団法人、財団法人、NPO法人等)、外国にある教育施設等におけるもの)が、概ね3年以上あること。

(例)

- ・企業等における教科と関連する専門分野に関する職業経験
- ・外国にある教育施設における勤務経験
- ・大学における助教、助手、講師経験
- ・各種競技会等に向けた選手等としての活動
- ・派遣された海外における教科と関連する専門分野の国際貢献活動の経験 等

- (3) 教科に関する専門的な資格や実績を有すること。 (例)
 - ・ 外国の教員資格の保有
 - ・教科に関する専門的な知識経験又は技能を有すると認められる資格
 - ・修士号、博士号等の学位の保有
 - ・各種競技会、コンクール、展覧会等における実績(特に、競技会においてはオリンピック競技大会等国際的な規模において行われるものに出場した者、日本選手権若しくはこれに準ずる全国規模の大会において優秀な成績を収めた者又はこれらの者を指導育成した実績を有する者。また、音楽や美術、工芸、書道の教科に関連する世界規模で行われるコンクールや展覧会等に参加や出展する者や、全国規模のもので優秀な成績を収めた者)
- 2 社会的信望、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見

京都府教育委員会は、1に掲げた基準を満たしていると認めるときは、「要綱」に 基づき、京都府特別免許状検定授与協議委員を委嘱することにより、教育職員として 任命又は雇用しようとする者から、推薦理由等を聴取し確認する。

附則

本基準は、令和5年3月20日から適用する。